

「日本における北朝鮮人権法の制定」について

日本国参議院議員 白 眞 勲 (Haku Shinkun)

私は、日本における北朝鮮人権法の制定についてご説明したいと思います。日本には北朝鮮の人権に関連する法律が二つ存在します。一つは、「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」であり、もう一つは「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」であります。まず、一つ目の「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」について説明しましょう。

皆様もよくご存知のように、我が国、日本では、1970年代から80年代にかけて多くの日本人が不自然な形で行方不明になっており、日本当局の捜査や亡命北朝鮮工作員などの証言から、当時から北朝鮮による拉致が疑われてきました。この件に関し日本は1991年以来、北朝鮮に拉致問題を提起し続けてきましたが、北朝鮮側が一切否定してきたため、この問題が進展することはありませんでした。しかしながら、2002年9月、わが国の小泉首相と北朝鮮の金正日氏との間で行われた日朝首脳会談によって、日本人拉致を金正日氏本人が初めて認め、謝罪した結果、5名の被害者が帰国することとなりました。ただし当初は一時帰国ということでしたが、その後、本人たち全員の意思で日本にとどまることになりました。その後の交渉の結果、帰国した拉致被害者の家族8名が北朝鮮を出国・来日し、合計13名が現在、日本で生活しております。

これら拉致被害者とその家族は北朝鮮当局による未曾有の国家的犯罪行為によって拉致され、その間、日本に一度も帰国することが出来ずに、長年にわたり北朝鮮に居住することを余儀なくされてきた方々であります。ですからその間、日本における生活基盤を失っているわけで、その置かれている特殊な事情にかんがみ、彼らの支援を強力に推し進めなければならないとの観点で、国、及び地方公共団体の責務や、彼らの自立を促進し、失われた生活基盤の再建に資するための法律を制定しなければならないということで、小泉訪朝の年2002年の11月にこの「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」が衆議院厚生労働委員長提案で衆参両院の本会議において全会一致で可決されて翌年1月1日に施行されました。

この法律は具体的に申し上げますと、拉致被害者とその家族の日本での生活を「拉致被害者等給付金」を支給して支え、さらには公営住宅の提供、日本語習得や生活相談などを行うことにより日本での生活基盤構築を支援していくものです。

現在、日本政府により拉致被害者として認定されているのは先ほど申し上げ

た帰国した 5 名を含め 17 名の方々となりますが、その 17 名以外にも「特定失踪者問題調査会」という拉致被害問題に取り組んでいる団体によれば、拉致の可能性が完全に排除できない特定失踪者が 470 名にのぼることです。この法律はまだ帰らぬ拉致被害者の全員の帰国も視野に入れたものとなっています。

わが国政府はこれら失踪者についても早急に調査を行うよう北朝鮮に調査要求をしているところです。

わが国にはもう 1 本「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」という北朝鮮の人権に関連する法律が制定されています。

この法律は 2005 年 12 月 16 日の国連総会で採択された北朝鮮の人権状況に関する決議を踏まえ、我が国の国民的な課題である拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題であるということを基本として 2006 年 6 月に施行されたものであります。尚、この法律は、与党、自民党と民主党がそれぞれ北朝鮮の人権法を作っていたものを、修正作業によって一本化され成立したものです。この目的は北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的としています。

そのために国や地方自治体に世論の啓発の義務を課し、毎年 12 月 10 日から 16 日までの 1 週間を北朝鮮人権侵害問題啓発週間と定め、世論の啓発に努めるとともに、政府の取り組みの公表や、国際機関への働きかけについても義務づけており、ポスターの製作、チラシの配布、写真展、講演会などが行われ、NPO が主催する講演会などでは脱北者や韓国からも参加者があり、活動が少しずつ広がってきております。

また拉致問題その他北朝鮮当局による日本国民に対する重大な人権侵害状況について改善されない場合、北朝鮮からの輸入の禁止と船舶の入港の禁止など日本が単独で行っている制裁措置を法律で位置づけ、国会が政府を後押しすることとなりました。

実際、政府は 2006 年 7 月に万景峰 92 号の入港禁止を含む諸措置を発表、さらには同じ年の 10 月には全ての北朝鮮籍船の入港禁止やすべての品目の輸入禁止を含む諸措置を発表しております。そしてその措置は今も続いております。

また政府は拉致被害者のみならず、いわゆる脱北者や北朝鮮当局による人権侵害の被害者についてもこの法律は触れており、政府は彼らに対する適切な施策を講ずるための外国政府や機関との情報交換、国際捜査共助やその他、国際的な連携の強化に努めるとともに、これらの者に対する支援等の活動を行う国

内外の民間団体との密接な連携の確保に努めることになっております。

この北朝鮮の脱北者について申し上げますが、彼らの一部は日本人や在日の朝鮮人であります。この問題は20世紀初頭に日本が朝鮮半島を併合したことに端を発しており、その後、日本へ朝鮮人の強制連行が行われたこともありました。現在でも約60万人の在日の方々が日本で暮らしていらっしゃいますが、多くの方々が日本国内で差別的待遇を強いられてきました。第二次世界大戦が日本の敗戦で終了し、その後、半島で北朝鮮の金日成主席が自らの国を「地上の楽園」と喧伝、1958年に「在日朝鮮人の帰国念願を熱烈に歓迎する」と表明し、翌年から日本赤十字社を通じて北朝鮮への帰還運動が始まりました。

運動は1959年から1984年まで行われ、この間約9万3000余名の在日朝鮮人とともに、妻や子として6800名の日本人と一緒に海を渡りました。この帰還運動は当初こそ大いに盛り上がりましたが、言うまでもなく北朝鮮の悲惨な現状が伝わるにつれ、徐々に希望者が減少しました。

北朝鮮に帰還後も階級社会である北朝鮮では、日本人は冷遇されてきました。餓えと貧困で次々と亡くなっていると伝えられ、こうした状況の中で北朝鮮を捨て脱北者となるのです。

今、現在、脱北者に対して、日本政府は必ずしも温かい手をさしのべているわけではありません。むしろ消極的な対応に終始しているかのようにさえ見えます。

その理由として、脱北者が流入する中国を含め外交問題になる可能性があること、北朝鮮に残る親族が、連帯責任として強制収容所に送られる可能性があること、さらには北朝鮮からの脱出者は日本でも差別を受ける恐れがある、などの理由が考えられます。

脱北者は帰国に際しても障害が待ち受けています。実際に日本を出国した後、脱北した、いわゆる「一世」であれば日本人としての受け入れを行います。しかし脱北者は必ずしも日本人だけではありません。在日として帰還した者やその子どもになると入国に関し、個々に厳しい審査が行われます。せめて、現在日系人が入国に関しポジティブ・リストにより配偶者や子ども、告示により孫までが自動的に在留資格の対象となるように、同様の措置を検討すべきであると考えます。

さらにその他の脱北者の日本への入国希望についても、人権という観点から検討しておくべき将来の課題と考えています。

現在すでに多くの脱北者が日本で極秘に暮らしています。その支援を行っているのはNGOなどの民間の組織です。国内に親族がある場合には海外からの転入という形で住民登録を行います。その家族に日本国籍がない場合は外国人登録を行った上で定住します。つまり外国人なのです。さらに生活支援を親族

から受けられない脱北者に対してはNGOがカンパで集めた資金を貸し出したアパートや就職の面倒をみています。

先に「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」では、拉致被害者は生活基盤の構築のために金銭を含め様々な支援制度が設けられていることを述べました。それに比べ同じ日本人でありながら、脱北者に対しては冷淡と感じざるを得ません。

民主党は「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」の制定の際、政府の脱北者支援を義務化し、国の責務を明記することを主張していました。それはこうした背景があつてのことだったので。

残念ながら、義務化の話はこの法律にはありませんが、その重要性はこれからも増すことはあつても減ることはないと思います。

いずれにせよ許し難きは、これらの法律を制定しなければならないことになった経緯であります。どこの国においても朝、子どもが元気よく学校に行つて、夕方、お腹をすかして帰ってくるのを親達はごく普通のこととして受け止めております。ところがこともあろうに国家機関が、一人の女子中学生を「拉致」し、その子どもを数十年間も知らんふりして自国から出さないでおいたといふとんでもないことをしでかしてしまっているわけです。残されたご両親のお気持はいかほどであつたでしょうか？こんなことが許されてはならないのです。

日本は、この北朝鮮による「拉致問題」の解決のために、国際社会と連携して取り組まなければならないと考えており、そのためには凄まじい人権侵害が行われている北朝鮮に対し、世界の皆様と一致団結して人権問題から拉致問題をあぶりだしていきたいと考えております。

どうか皆様の国でも北朝鮮人権法を制定することを願い、私の発表とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。